

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第 号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）</p> <p>第九条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。</p> <p>第五条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。</p> <p>第六条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。</p> <p>第十条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。</p> <p>第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。</p> <p>第十四条第一項第三号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第二項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。</p>	<p>附則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>〔新規〕</p>

第十五条第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

附則第三条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第五条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則第八条第一項第二号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第十四条第二項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十四項中「第七条の二」を「第九条」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。